

高等学校等入学者学習用端末の購入費の一部を補助します

清川村では、高等学校で使用する学習用端末（パソコン・タブレット等）を個人で購入する制度が開始されたことに伴い、令和7年度高等学校入学者を対象に購入費の一部（購入代金の1/2：45,000円限度）を補助します。

◎端末購入費補助金を申請するための手続き

※本補助金の申請は、令和7年4月1日（火）以降となります。

1. ①～④を持参のうえ、教育委員会事務局学校教育課で補助金の申請手続きをしてください。

- ①学生証の写し
- ②端末の購入金額がわかる領収書等
（本体の金額が示されているもの）
- ③高等学校等の入学説明会で端末の購入について示された資料の写し（入学のしおり、端末の購入についての説明書等）
- ④印鑑
- ⑤保護者の振込口座のわかるもの

- ①から⑤を持参のうえ、補助金申請の手続きをしてください。

※高等学校等は、公立・私立を問いません。

※補助金の申請期間は、入学した翌年の2月末までです。

※その他購入に係るQ&Aを裏面に記載しておりますのでご確認ください。

端末購入についてのQ&A

Q1 端末の購入期間は？

A. 中学校卒業式終了後から高等学校等に入学した翌年の2月末までです。

Q2 端末本体（iPadOS 端末等）と必要なキーボードを購入した場合、その合計金額が補助金の対象となりますか？

A. 端末の本体と別にキーボードの購入が必要な場合は、端末本体の金額とキーボードの金額の合計が、補助金の対象となります。その他、補助金の対象になるかは下記の表を参考にしてください。なお、判断の難しい場合は、学校教育課へご相談ください。

(補助対象の早見表)

項目	補助対象になるか
端末本体	○
キーボード（別途購入が必要な場合）	○
カバー・液晶保護フィルム・マウス	○
上記以外の付属品	×
端末に係る保証※	×

※端末本体の代金に含まれている場合は、補助対象になります。

Q3 端末の購入代金をポイントで支払った場合は？

A. ポイントで支払った分は補助の対象とはなりません。例えば、購入代金50,000円のうち、10,000円分をポイントで支払った場合は40,000円分が補助対象となり、その1/2の20,000円が補助額となります。

Q4 領収書等とはレシートでもいい？

A. ①購入した日付 ②購入金額 ③購入価格内訳 ④販売事業者名が明記されていればレシートも可です。なお、領収書・レシートとも原本をお持ちください。窓口でコピーを取らせていただきます。

Q5 クレジットカード払いで、販売事業者が領収書を発行できないときは？

A. 販売事業者が発行する明細書（クレジット払いが明記されているもの）を提出してください。

Q6 インターネット注文のため、販売事業者が注文確認書しか発行できないときは？

A.①クレジット払いの場合

⇒注文確認書（商品金額明細・金額・クレジット払いの明記）

②コンビニ払いの場合

⇒注文確認書（商品金額明細・金額）+コンビニで支払時に受け取る領収書

Q7 振り込みのため、販売事業者が領収書を発行できないときは？

A.①金融機関の店舗での振込

⇒振込の控え（領収書、金融機関発行）+商品金額明細書（販売事業者発行）

②インターネットでの振込

⇒取引履歴等（画面印刷）+商品金額明細（販売事業者発行）

※ ①・②ともに日付・支払先・金額が明記されていて、かつ金融機関がわかるもの

Q8 高等学校等で一括購入した場合は？

A.学校にご相談して頂き、個人ごとの領収書が発行される場合はそれを添付してください。なお、それが難しい場合は、端末を購入すること及び金額が記載された書類を添付してください。添付書類の判断が難しい場合は、学校教育課へご相談ください。

Q9 携帯ショップで契約したLTEモデルのタブレットも対象？

A.領収書等の中で端末本体購入代金が明確になっていれば、対象となります。分割支払いで月額〇〇〇〇円としか記載されていない場合は本体購入費がわかる書類を添付してください。

